

1 計画の概要

(1) 計画の位置付け

第5期広島市障害福祉計画及び第1期広島市障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」の第5期計画及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」の第1期計画として策定するものです。

(2) 計画期間

計画期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間です。

(3) 計画内容

国の基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：改正 平成29年厚生労働省告示第116号）に基づき、

- 第5期広島市障害福祉計画は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るため、第1期から第4期の計画の実績や課題を踏まえ、平成32年度末における目標及び各年度における障害福祉サービス等の量の見込みを設定しています。
- 第1期広島市障害児福祉計画は、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保を計画的に図るため、平成32年度末等における目標及び各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量を設定しています。

(4) 計画の点検・評価

毎年度、目標及び障害福祉サービス等の見込量の実績等を把握し、広島市障害者施策推進協議会等の意見を聞きながら、計画の点検・評価を行います。